

延岡港 東海地区港湾隣接地域の廃止

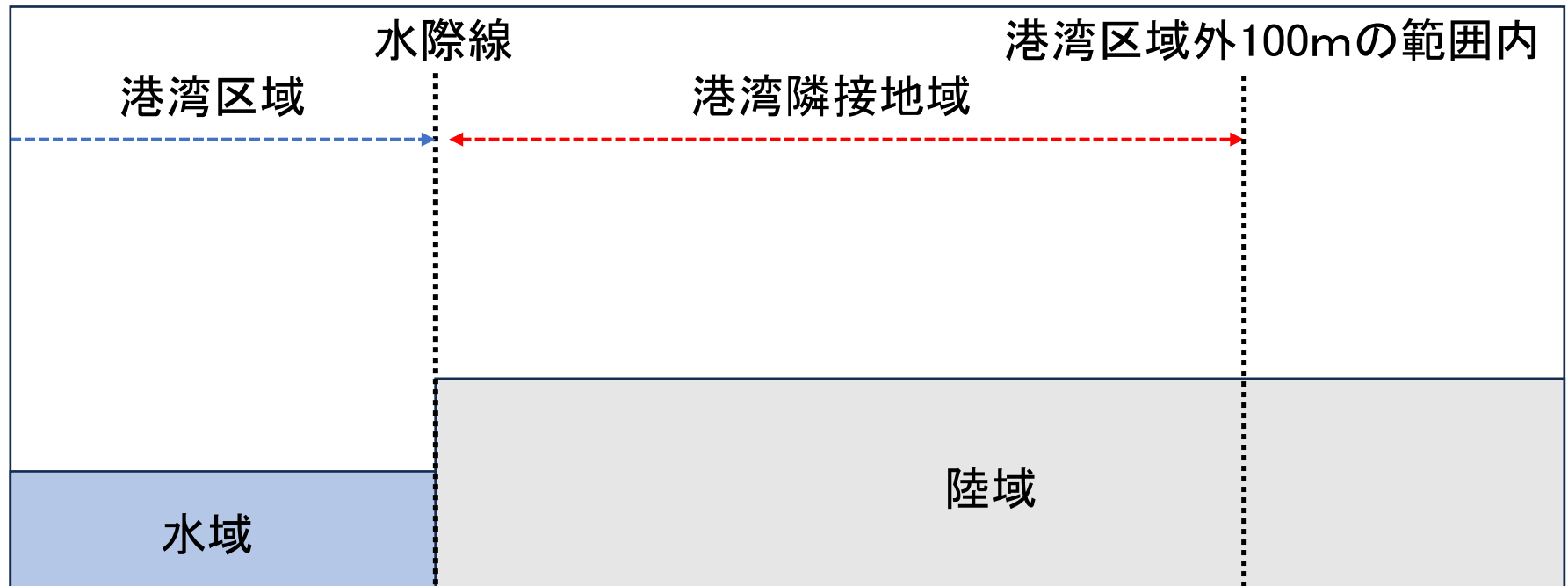
説明資料

宮崎県 県土整備部 港湾課

港湾隣接地域について(定義)

○定義

港湾を保全し、水域にある港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾区域に隣接する地域において、港湾管理者が指定した地域。



海岸保全区域について

○定義

海水・地盤の変動による被害から海岸を防護するため、都道府県知事が指定した地域。ただし、河川法により指定される河川区域の土地等については、指定することができない。

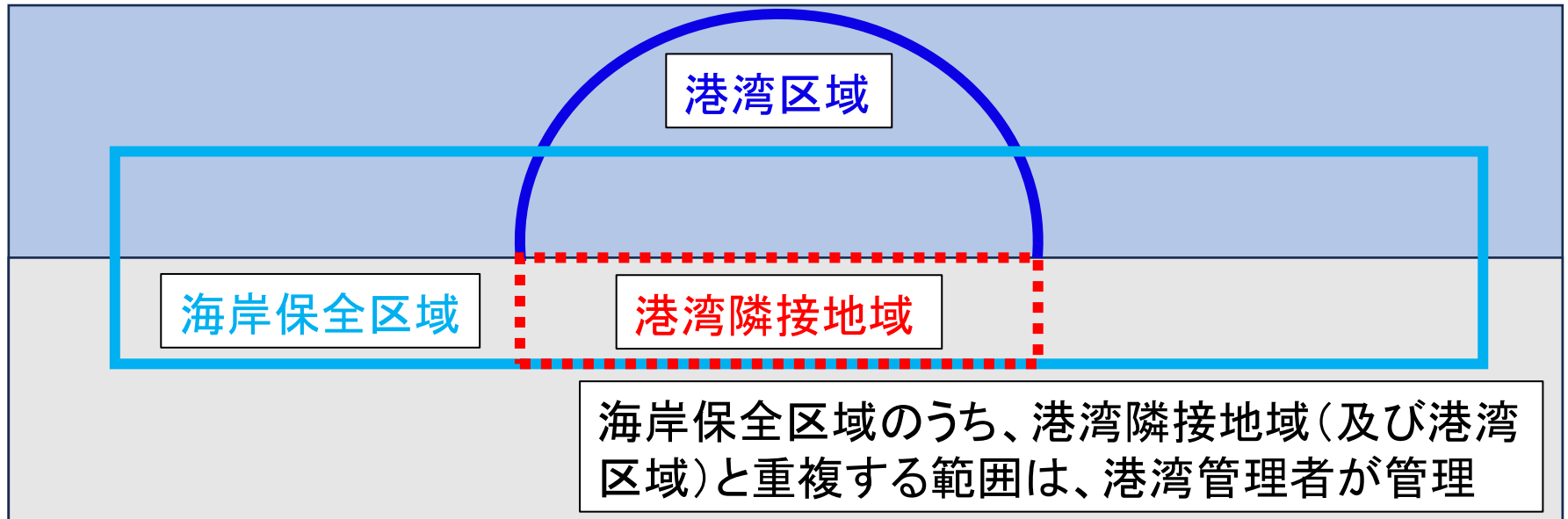
○海岸保全区域の管理者

海岸保全区域の管理は、原則として都道府県知事が行うが、海岸保全区域と港湾区域・港湾隣接地域が重複する範囲は、当該港湾区域または港湾隣接地域の港湾管理者の長がその管理を行うこととなる（海岸法第5条第3項）。

港湾隣接地域について(意義)

○意義

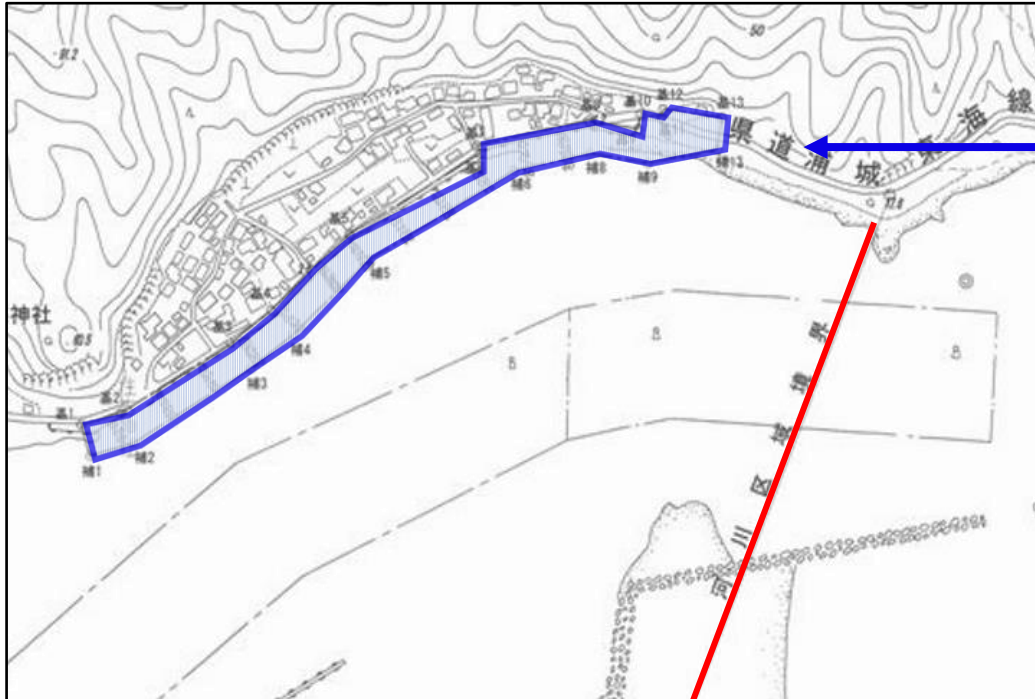
- ①港湾管理者が土地の占用や土砂の採取等の許可権を行使しうる地域的範囲を画す(港湾法第37条)。
- ②海岸法により指定される海岸保全地域と重複する場合、**港湾管理者が当該海岸保全区域の管理者となる(下図参照)。**



東海地区海岸保全区域について

○東海地区海岸保全区域

- ①背後の海岸の防護を目的として、昭和39年に区域を指定。
→その後、昭和51年に当該区域が河川区域にも指定され、海岸保全区域と河川区域が重複している状態が継続していた。
- ②河川区域との重複を解消するため、河川区域の管理者(国)等との協議を経て、令和4年度に当該海岸保全区域を廃止。
→当該地区については、河川区域として引き続き河川管理者が管理。



東海地区海岸保全区域
(令和4年度廃止)

東海地区港湾隣接地域について

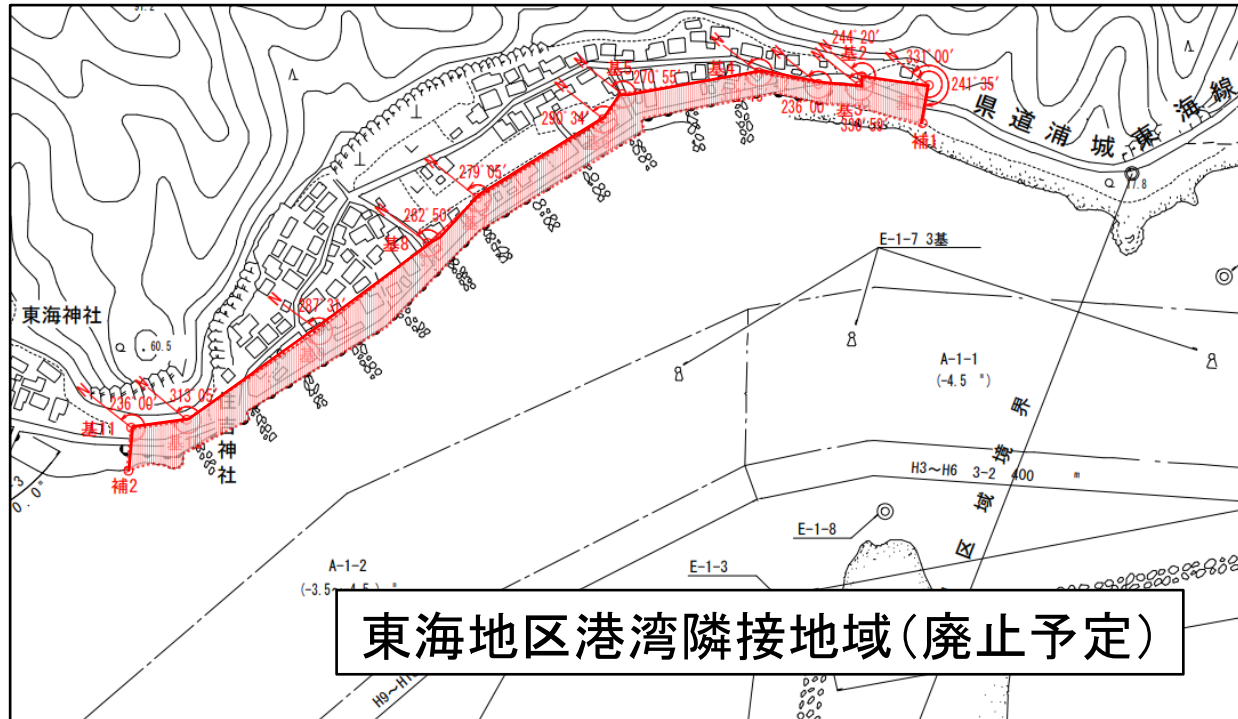
○東海地区港湾隣接地域

港湾管理者において東海地区海岸保全区域を管理することを目的として、昭和39年に区域を指定。

○区域を廃止する理由

令和4年度に東海地区海岸保全区域を廃止。

→ 東海地区港湾隣接地域の指定理由が失われ、当該区域が不要になったことから、当該区域の廃止を行う。



港湾隣接地域の廃止の手続

